

# 令和 8 年第 2 回守山市農業委員会総会議事録

第 2 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 8 年 2 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第 5 号

議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し許可をすることについて

### 報告第 5 号～報告第 8 号

報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

て

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解  
約通知について

2 出席委員

1	今井	清市	2	本城	康吉	3	杉江	和
4	國枝	敏孝	5	木村	喜代子	6	深尾	円
7	大島	常弘	8	村瀬	伸一郎	9	岡本	良一
10	高橋	謙二	11	服部	重信	12	辰市	祐洋
13	西	直幸	14	大崎	恭義	15	九重	智子
16	千代	博	17	今井	誠二	19	寺田	安喜雄
20	西村	明弘	21	宇野	正	22	中島	耕治
23	西村	正秋	24	西村	潔	25	山本	麻紀代
26	秋山	新治						

3 欠席委員

18番 西出 登志和委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	事務局長	武田	雅義
局員	参事	寺田	篤司
局員	専門員	柿本	勝幸
局員	指導員	岡田	裕次

## ○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

## ○議 長

それでは、令和 8 年第 2 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 1 件、報告案件 4 件の合計 5 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員ですが、4 条と 5 条の許可案件がございませんでしたので、現地確認当番委員の現地確認は実施いたしませんでした。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

15 番 九重 智子 委員

16 番 千代 博 委員

を指名いたします。

○議 長

議第 5 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 5 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書 1 ページ、位置図は PDF の 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、6件でございます。

1番の案件です。(位置図 3~4/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,697  
平方メートルの田、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 2,700平  
方メートルの田、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,988平  
方メートルの田、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 3,021平  
方メートルの田、および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番  
2,527平方メートルの田、5筆合計で12,933平方メートル  
です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇  
歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇  
〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受  
人の現在の経営面積は、978.6アール、通作距離は、0.9  
キロメートルです。

2番の案件です。(位置図 5/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 89平方  
メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。  
譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で

す。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、5.7アール、通作距離は、自宅の隣接地ということですので、0キロメートルとなっております。

3番の案件です。(位置図 6/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 85 平方メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町の〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の経営面積、通作距離については、2番の案件と同様です。

4番の案件です。(位置図 7/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,993 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、167 アール、通作距離は、2.6 キロメートルです。

5 番の案件です。(位置図 8/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 5,301 平方メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。  
譲受人は、〇〇町〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、717 アール、通作距離は、2.9 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 9/14)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 4,668 平方メートルの畑、および〇〇〇〇番〇 1,200 平方メートルの畑、2筆合計で5,868 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。  
譲受人は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の経営面積、通作距離については、5 番の案件と同様で

す。

以上の案件につきましては、

農地法第3条第2項第1号から第6号までの各要件に該当または抵触しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第5号の提案理由の説明を終わります。

#### ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番から3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、1番の案件ですが譲受人は認定農業者であり問題ないと考えます。2番と3番の案件ですが、譲受人のお住いの隣地であり譲受人の息子さんも耕作をされることから、問題はないと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

#### ○議長

続いて、4番から6番の案件を●● ●●委員にお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、4番から6番の案件です

が現地確認をし、問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「あり」の声あり

○●番 ●● ●●委員

5番と6番で経営されるのは、いちごですか。

○事務局

現在ガラス温室が建っており、それを利用していちごの栽培をされる予定と聞いております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

## ○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第5号から第8号までを、一括して書記に報告いたさせます。

## ○書 記

報告いたします。

報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について

4件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について

16件の通知です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「なし」 の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 15 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 8 年 2 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記

に署名する。

15番 九重 智子 委員

16番 千代 博 委員